

石川県公報

平成 25 年 3 月 15 日

第 1 2 5 7 8 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

| 告 示 | | 公 告 | |
|---|---|-------------------------------------|----|
| 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課) | 1 | 一般国道の区域の変更 (道路整備課) | 7 |
| 平成25年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (同) | 3 | 一般国道の供用の開始 (同) | 8 |
| 一般競争入札の落札者等 (危機対策課) | 6 | 政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課) | 8 |
| 生活保護法に基づく指定医療機関の診療所の廃止の届出 (厚生政策課) | 6 | 平成24年度後期技能検定合格者公告 (労働企画課) | 10 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所の廃止の届出 (同) | 6 | 県営土地改良事業に係る換地処分公告 (経営対策課) | 19 |
| 生活福祉資金の貸付基準の一部改正 (同) | 7 | 石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 (水産課) | 19 |
| 漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課) | 7 | 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課) | 19 |
| | | 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同) | 19 |
| | | 開発行為に関する工事の完了公告 (建築住宅課) | 19 |

告 示

石川県告示第83号

平成25年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定するものをいう。）に関し、競争入札に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに資格審査の申請の時期及び方法を次のとおり告示する。

平成25年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする物品等の種類

調達をする物品等（特例政令第2条第2号に規定するものをいう。）の種類は、次のとおりとする。

車両類、機械器具類、パーソナルコンピュータ等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、平成25年4月1日から(4)に掲げる配布場所において、競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること。）。

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書（株主（社員）資本等変動計算書にあっては、法人の場合に限る。以下これらを「財務諸表」という。）

イ 石川県税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来した石川県税に関するもの）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来したもの）

エ 登記事項証明書 (法人の場合に限る。)

オ 委任状 (代理人を選任した場合に限る。)

カ 誓約書

キ 役員等名簿

ク その他知事が指示する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程 (昭和22年大蔵省令第95号) 第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の配布及び提出場所

〒920 - 8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 (076) 225 - 1262

4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 第 1 項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの (これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(4) 直前決算において販売 (製造) 高のない者

(5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した石川県税を滞納している者

(6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等 (個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者

イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 競争入札に参加する者の資格の審査等

(1) 競争入札に参加する者の資格の審査は、次に掲げる項目について行う。

ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額（法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。）

エ 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

オ 年間販売（製造）高

直前決算における販売高又は製造高

カ 環境への配慮の状況

キ 次世代育成雇用環境整備の状況

ク 障害者雇用環境整備の状況

ケ 指名停止の状況

- (2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者（以下「競争入札参加資格者」という。）については、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号。以下「平成9年告示」という。）による平成25年度の競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。
- (3) 平成9年告示に基づく審査において平成25年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

- (1) 決定の日から平成26年3月31日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年12月中に平成26年度及び平成27年度の資格審査の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次の各号のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所（所在地）
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の職・氏名
- (4) 役員等の職・氏名
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項等
- (7) 電話番号
- (8) ファックス番号

9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第84号

平成25年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定するものをいう。）に関し、競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法を次のとおり告示する。

平成25年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする特定役務の種類

調達をする特定役務（特例政令第2条第3号に規定するものをいう。）の種類は、建築物の管理業務であって、

次のとおりとする。

清掃業等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、(4)に掲げる交付場所において、競争入札参加者資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札参加者資格を得ようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること。）。

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書（株主（社員）資本等変動計算書にあっては、法人の場合に限る。以下これらの書類を「財務諸表」という。）

イ 石川県税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来した石川県税に関するもの）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来したもの）

エ 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類の写し

オ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

カ 委任状（代理人を選任した場合に限る。）

キ 誓約書

ク 役員等名簿

ケ その他知事が指示する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付及び提出場所

〒920 - 8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ 電話番号 (076) 225 - 1261

4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの（これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し必要とされる許可、認可等を得ていない者又は登録若しくは届出を怠っている者

(4) 直前決算において請負高のない者

(5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した石川県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

(6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 競争入札に参加する者の資格、審査等

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる項目について行い、得られた結果を総合的に勘案して決定する。

ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額（法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。）

エ 技術者数

申請日の前日における法令等に基づく技術者数

オ 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

カ 申請に係る事業の直前決算における年間請負高の合計

キ 環境への配慮の状況

ク 次世代育成雇用環境整備の状況

ケ 障害者雇用環境整備の状況

コ 指名停止の状況

- (2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者（以下「競争入札参加資格者」という。）については、平成 12 年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 11 年石川県告示第 653 号。以下「平成 11 年告示」という。）による平成 25 年度の競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

- (3) 平成 11 年告示に基づく審査において平成 25 年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

- (1) 決定の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成 25 年 12 月中に平成 26 年度及び平成 27 年度の資格審査の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届出

競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次の各号のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所（所在地）
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の職・氏名

- (4) 役員等の職・氏名
 - (5) 使用印鑑
 - (6) 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出に関する事項
 - (7) 資格、免許等の取得
 - (8) 委任事項等
 - (9) 電話番号
 - (10) ファックス番号
- 9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第85号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成25年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 統合原子力防災ネットワーク機器（TV会議システム）借上げ 一式
 - (2) 統合原子力防災ネットワーク機器（IP-PBX、IP-電話器、IP-FAX等）借上げ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県危機管理監室危機対策課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年2月5日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 1(1) NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
 - (2) 1(2) NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
- 5 落札金額
 - (1) 1(1) 56,534,940円
 - (2) 1(2) 111,901,860円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年12月25日

石川県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を廃止した旨の届出があった。

平成25年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-------------|----------|-------------|
| 湯 浅 齒 科 医 院 | 小松市竜助町61 | 平成24年10月23日 |

石川県告示第87号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4

項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を廃止した旨の届出があった。

平成25年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-------------|----------|-------------|
| 湯 浅 齒 科 医 院 | 小松市竜助町61 | 平成24年10月23日 |

石川県告示第88号

生活福祉資金の貸付基準(平成2年石川県告示第562号)の一部を次のように改正する。

平成25年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

2中「掲げる世帯」の次に「(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯を除く。)」を加える。

2(2)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

3(1)ウ中「住宅手当緊急特別措置事業」を「住宅支援給付事業」に、「住宅手当」を「住宅支援給付」に改め、3(1)カ中「就職安定資金融資」を「職業訓練受講給付金」に改め、3(2)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表福祉資金の部福祉費の項(8)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。ただし、2(2)、3(1)ウ、3(2)及び別表の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

石川県告示第89号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成25年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川とぎ第2加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町小窪1の142番地 三浦 祥樹

羽咋郡志賀町笹波井の13番地 前浜漁業有限会社

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(赤崎、小窪、鹿頭、笹波及び前浜の区域に限る。)

(3) 区分

小型定置漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成25年2月20日

石川県告示第90号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成25年3月15日から同年4月1日まで縦覧に供する。

平成25年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 道路の区域 | | | 関係図面の縦覧場所 | |
|------|------------------------------------|-----|-------------|-----------|-------------------------------|
| | 変更の区間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) | | 延長(m) |
| 249号 | 珠洲市馬縹町二字5番7地先から 珠洲市馬縹町二字5番1地先まで | 旧 | 9.35～14.42 | 179.1 | 奥能登土木 総合事務所 珠洲土木 事務所 |
| | | 新 | 12.56～34.88 | 179.1 | |

石川県告示第91号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成25年3月15日から同年4月1日まで縦覧に供する。

平成25年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 関係図面の縦覧場所 |
|------|------------------------------------|------------|-------------------------------|
| 249号 | 珠洲市馬縹町二字5番7地先から 珠洲市馬縹町二字5番1地先まで | 平成25年3月15日 | 奥能登土木 総合事務所 珠洲土木 事務所 |

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

- ア 除雪トラック（路面整正装置付） 7トン級4×4 5台
除雪トラック 7トン級4×4 6台
イ 凍結防止剤散布車 3トン級4×4 1台
ウ 除雪ドーザ 13トン級 5台
エ ロータリ除雪車（シャープレス装置付） 2.6メートル 220キロワット級 1台
ロータリ除雪車 2.6メートル 220キロワット級 1台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年10月31日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成25年石川県告示第83号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を平成25年4月11日(木)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品を確実に納入することができるものであること。
- (2) 納入地区において、当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また、修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076 - 225 - 1262

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成25年4月25日(木)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

1(1)ア 平成25年4月25日(木)午後1時00分 石川県庁行政庁舎603会議室

1(1)イ 平成25年4月25日(木)午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

1(1)ウ 平成25年4月25日(木)午後2時00分 石川県庁行政庁舎603会議室

1(1)エ 平成25年4月25日(木)午後2時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

落札決定の通知をした日から起算して5日以内(当該期間内に石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間)に仮契約書又は契約書を作成し、仮契約又は契約を締結しなければならない。なお、仮契約を締結した場合においては、当該仮契約は、県議会で契約締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。ただし、県は、当該議案

が県議会で議決されなかった場合でも仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 調達手続の停止

この調達の契約に係る国の予算の繰越承認がなされない場合及び県議会において繰越明許費の承認がなされない場合は、この調達に係る入札は行わない。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

5 Snow Removal Trucks (plow installed) (Operating Weight ; 7t class, 4×4 drive)

6 Snow Removal Trucks (Operating Weight ; 7t class, 4×4 drive)

1 Material Spreader (Operating Weight ; 3t class, 4×4 drive)

5 Wheel loaders for snow plow (Operating Weight ; 13t class)

1 Rotary snow plow (Shear pinless system) (Plow length ; 2.6 meter class, reted output ; 220 kilowatt class)

1 Rotary snow plow (Plow length ; 2.6 meter class, reted output ; 220 kilowatt class)

(2) Delivery date

By 31 October 2013

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11 : 00 a.m. 25 April 2013

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920 - 8580 Japan TEL (076) 225 - 1262

平成24年度後期技能検定合格者公告

平成24年度後期技能検定に合格した者は、次のとおりである。

平成25年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

(特級)

金属熱処理

A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 4

機械加工

A 甲 0 0 1 0 B 0 0 0 3 B 0 0 0 4 B 0 0 0 9 B 0 0 1 0 B 0 0 1 2

B 0 0 1 5 B 0 0 1 8 B 0 0 2 3 B 0 0 2 4 B 0 0 2 6

仕上げ

A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 6 B 0 0 0 6

機械検査

A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4 B 0 0 0 1 B 0 0 0 5

機械保全

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 6

電気機器組立て

B 0 0 0 1

半導体製品製造

| | | | | | |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| B 0 0 0 1 | B 0 0 0 2 | | | | |
| 自動販売機調整 | | | | | |
| B 0 0 0 4 | B 0 0 0 6 | B 0 0 0 7 | B 0 0 0 8 | | |
| 油圧装置調整 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 3 | B 0 0 0 1 | B 0 0 0 4 | B 0 0 0 5 | | |
| 建設機械整備 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 7 | B 0 0 0 1 | B 0 0 0 5 | B 0 0 0 6 | B 0 0 0 7 | B 0 0 0 8 |
| B 0 0 1 2 | | | | | |
| プラスチック成形 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 7 | B 0 0 0 1 | B 0 0 0 2 | B 0 0 0 3 | | |
| (1 級) | | | | | |
| さく井 | | | | | |
| パーカッション式さく井工事作業 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 1 | C 0 0 0 1 | C 0 0 0 5 | C 0 0 0 7 | C 0 0 0 8 | C 0 0 0 9 |
| ロータリー式さく井工事作業 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 2 | A 甲 0 0 0 3 | A 甲 0 0 0 4 | A 甲 0 0 0 5 | A 甲 0 0 0 6 | A 甲 0 0 0 8 |
| C 0 0 0 1 | C 0 0 0 3 | | | | |
| 機械加工 | | | | | |
| 数値制御旋盤作業 | | | | | |
| D 0 0 0 1 | | | | | |
| フライス盤作業 | | | | | |
| D 0 0 0 1 | | | | | |
| 平面研削盤作業 | | | | | |
| D 0 0 0 1 | | | | | |
| 工場板金 | | | | | |
| 機械板金作業 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 1 | A 甲 0 0 0 4 | A 甲 0 0 0 5 | A 甲 0 0 0 6 | C 0 0 0 1 | C 0 0 0 2 |
| C 0 0 0 3 | C 0 0 0 4 | D 0 0 0 1 | | | |
| 数値制御タレットパンチプレス板金作業 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 2 | A 甲 0 0 0 3 | C 0 0 0 1 | | | |
| 機械検査 | | | | | |
| 機械検査作業 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 5 | A 甲 0 0 0 6 | A 甲 0 0 1 2 | A 甲 0 0 1 4 | A 甲 0 0 2 0 | A 甲 0 0 2 4 |
| A 甲 0 0 2 7 | B 0 0 0 1 | C 0 0 0 1 | C 0 0 0 4 | C 0 0 0 7 | C 0 0 0 9 |
| C 0 0 1 0 | | | | | |
| 機械保全 | | | | | |
| 機械系保全作業 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 7 | A 甲 0 0 0 9 | A 甲 0 0 1 0 | A 甲 0 0 1 2 | A 甲 0 0 1 3 | A 甲 0 0 1 4 |
| A 甲 0 0 1 6 | A 甲 0 0 1 7 | A 甲 0 0 1 9 | A 甲 0 0 2 3 | A 甲 0 0 2 5 | A 甲 0 0 2 7 |
| A 甲 0 0 2 8 | A 甲 0 0 2 9 | A 甲 0 0 3 0 | A 甲 0 0 3 2 | A 甲 0 0 3 3 | A 甲 0 0 3 4 |
| A 甲 0 0 3 5 | A 甲 0 0 3 8 | A 甲 0 0 3 9 | A 甲 0 0 4 1 | A 甲 0 0 4 2 | A 甲 0 0 4 3 |
| A 甲 0 0 4 8 | A 甲 0 0 4 9 | A 甲 0 0 5 0 | A 甲 0 0 5 5 | A 甲 0 0 5 7 | A 甲 0 0 5 9 |
| A 甲 0 0 6 0 | A 甲 0 0 6 1 | A 甲 0 0 6 4 | A 甲 0 0 6 6 | A 甲 0 0 6 8 | A 甲 0 0 6 9 |
| A 甲 0 0 7 0 | A 甲 0 0 7 2 | A 甲 0 0 7 4 | A 甲 0 0 7 6 | A 甲 0 0 7 7 | A 甲 0 0 7 8 |
| A 甲 0 0 7 9 | A 甲 0 0 8 0 | A 甲 0 0 8 1 | B 0 0 0 3 | B 0 0 0 6 | B 0 0 0 7 |
| B 0 0 0 8 | C 0 0 0 6 | C 0 0 0 7 | C 0 0 1 1 | C 0 0 1 2 | C 0 0 1 3 |
| C 0 0 1 4 | C 0 0 1 6 | C 0 0 1 7 | C 0 0 1 8 | C 0 0 1 9 | C 0 0 2 1 |
| C 0 0 2 2 | C 0 0 2 3 | C 0 0 2 5 | D 0 0 0 1 | | |

電気系保全作業

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|
| A 甲 0 0 0 2 | A 甲 0 0 0 4 | A 甲 0 0 0 5 | A 甲 0 0 0 6 | B 0 0 0 1 | B 0 0 0 2 |
| C 0 0 0 4 | C 0 0 0 5 | C 0 0 0 6 | C 0 0 0 7 | C 0 0 0 8 | C 0 0 0 9 |
| C 0 0 1 0 | C 0 0 1 4 | C 0 0 1 5 | | | |

設備診断作業

B 0 0 0 1

電気機器組立て

シーケンス制御作業

A 甲 0 0 0 2

半導体製品製造

集積回路チップ製造作業

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| A 甲 0 0 0 1 | A 甲 0 0 0 3 | A 甲 0 0 0 4 | A 甲 0 0 0 6 | A 甲 0 0 0 7 | A 甲 0 0 0 9 |
| A 甲 0 0 1 2 | C 0 0 0 1 | C 0 0 0 2 | C 0 0 0 7 | C 0 0 0 8 | C 0 0 0 9 |

集積回路組立て作業

| | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|
| A 甲 0 0 0 1 | A 甲 0 0 0 6 | A 甲 0 0 0 8 | C 0 0 0 1 | C 0 0 0 5 |
|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|

プリント配線板製造

プリント配線板設計作業

C 0 0 0 3

自動販売機調整

自動販売機調整作業

C 0 0 0 2

時計修理

時計修理作業

C 0 0 0 1

空気圧装置組立て

空気圧装置組立て作業

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| A 甲 0 0 0 1 | A 甲 0 0 0 2 | A 甲 0 0 0 3 | A 甲 0 0 0 4 | A 甲 0 0 0 5 | A 甲 0 0 0 6 |
| A 甲 0 0 0 7 | A 甲 0 0 0 8 | A 甲 0 0 0 9 | A 甲 0 0 1 0 | A 甲 0 0 1 1 | B 0 0 0 1 |
| C 0 0 0 1 | | | | | |

油圧装置調整

油圧装置調整作業

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| A 甲 0 0 0 2 | A 甲 0 0 0 8 | A 甲 0 0 1 5 | A 甲 0 0 1 6 | A 甲 0 0 1 7 | A 甲 0 0 1 9 |
| A 甲 0 0 2 0 | A 甲 0 0 2 1 | A 甲 0 0 2 3 | A 甲 0 0 2 4 | A 甲 0 0 2 8 | A 甲 0 0 3 0 |
| A 甲 0 0 3 3 | B 0 0 0 2 | B 0 0 0 3 | B 0 0 0 4 | C 0 0 0 1 | C 0 0 0 3 |
| C 0 0 0 4 | C 0 0 0 5 | C 0 0 0 6 | | | |

農業機械整備

農業機械整備作業

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| A 甲 0 0 0 1 | A 甲 0 0 0 2 | A 甲 0 0 0 4 | A 甲 0 0 0 7 | A 甲 0 0 0 8 | A 甲 0 0 0 9 |
| B 0 0 0 1 | B 0 0 0 2 | B 0 0 0 4 | B 0 0 0 6 | | |

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工作業

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| A 甲 0 0 0 1 | A 甲 0 0 0 2 | A 甲 0 0 0 3 | A 甲 0 0 1 5 | A 甲 0 0 1 6 | B 0 0 0 1 |
| C 0 0 0 1 | C 0 0 0 2 | | | | |

和裁

和服製作作業

C 0 0 0 2

紙器・段ボール箱製造

印刷箱打抜き作業

A 甲 0 0 0 1

強化プラスチック成形

エポキシ樹脂積層防食作業

B 0 0 0 1

石材施工

石張り作業

D 0 0 0 1

石積み作業

D 0 0 0 1

パン製造

パン製造作業

A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 B 0 0 0 1

菓子製造

和菓子製造作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2

みそ製造

みそ製造作業

A 甲 0 0 0 1 C 0 0 0 1

酒造

清酒製造作業

A 甲 0 0 0 1

建築大工

大工工事作業

A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 8 A 甲 0 0 0 9 A 甲 0 0 1 3 C 0 0 0 1 C 0 0 0 3

C 0 0 0 4 C 0 0 0 6 C 0 0 0 8 C 0 0 1 2 C 0 0 1 3 C 0 0 1 4

C 0 0 1 5

かわらぶき

かわらぶき作業

A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 7 A 甲 0 0 0 8

B 0 0 0 3

配管

建築配管作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 6

A 甲 0 0 0 7 A 甲 0 0 0 8 A 甲 0 0 0 9 A 甲 0 0 1 0 A 甲 0 0 1 2 A 甲 0 0 1 3

A 甲 0 0 1 6 A 甲 0 0 1 7 A 甲 0 0 1 8 A 甲 0 0 1 9 C 0 0 0 1 C 0 0 0 2

C 0 0 0 3 C 0 0 0 5 C 0 0 0 6 C 0 0 0 7

厨房設備施工

厨房設備施工作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 6 A 甲 0 0 0 7

A 甲 0 0 0 8

型枠施工

型枠工事作業

C 0 0 0 1

鉄筋施工

鉄筋施工図作成作業

C 0 0 0 1 C 0 0 0 2 C 0 0 0 3 C 0 0 0 4 C 0 0 0 5 C 0 0 0 6

C 0 0 0 7 C 0 0 0 8 C 0 0 0 9 C 0 0 1 0 C 0 0 1 1 C 0 0 1 2

C 0 0 1 3 C 0 0 1 4 C 0 0 1 6 C 0 0 1 7 C 0 0 1 8 C 0 0 1 9

| | | | | | |
|-------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| C 0 0 2 1 | C 0 0 2 2 | C 0 0 2 3 | C 0 0 2 4 | | |
| 鉄筋組立て作業 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 1 | A 甲 0 0 0 2 | A 甲 0 0 0 3 | A 甲 0 0 0 4 | A 甲 0 0 0 8 | B 0 0 0 4 |
| C 0 0 0 1 | C 0 0 0 2 | | | | |
| 防水施工 | | | | | |
| アスファルト防水工事作業 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 1 | | | | | |
| 塩化ビニル系シート防水工事作業 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 1 | A 甲 0 0 0 2 | A 甲 0 0 0 3 | C 0 0 0 1 | C 0 0 0 2 | C 0 0 0 5 |
| C 0 0 0 6 | C 0 0 0 7 | C 0 0 0 8 | | | |
| 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 | | | | | |
| C 0 0 0 1 | | | | | |
| 内装仕上げ施工 | | | | | |
| 木質系床仕上げ工事作業 | | | | | |
| D 0 0 0 1 | | | | | |
| 自動ドア施工 | | | | | |
| 自動ドア施工作業 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 1 | | | | | |
| ガラス施工 | | | | | |
| ガラス工事作業 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 1 | A 甲 0 0 0 2 | | | | |
| テクニカルイラストレーション | | | | | |
| テクニカルイラストレーション C A D 作業 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 1 | | | | | |
| 機械・プラント製図 | | | | | |
| 機械製図 C A D 作業 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 3 | A 甲 0 0 0 5 | A 甲 0 0 0 8 | A 甲 0 0 0 9 | A 甲 0 0 1 3 | A 甲 0 0 1 6 |
| B 0 0 0 1 | C 0 0 0 3 | C 0 0 1 3 | | | |
| 塗装 | | | | | |
| 鋼橋塗装作業 | | | | | |
| B 0 0 0 2 | B 0 0 0 3 | B 0 0 0 4 | C 0 0 0 1 | C 0 0 0 2 | C 0 0 0 3 |
| C 0 0 0 5 | C 0 0 0 6 | C 0 0 0 7 | C 0 0 0 9 | C 0 0 1 1 | C 0 0 1 2 |
| 舞台機構調整 | | | | | |
| 音響機構調整作業 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 1 | | | | | |
| (単一等級) | | | | | |
| 枠組壁建築 | | | | | |
| 枠組壁工事作業 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 1 | A 甲 0 0 0 2 | A 甲 0 0 0 3 | A 甲 0 0 0 4 | A 甲 0 0 0 5 | |
| 樹脂接着剤注入施工 | | | | | |
| 樹脂接着剤注入工事作業 | | | | | |
| B 0 0 0 1 | | | | | |
| (2 級) | | | | | |
| さく井 | | | | | |
| ロータリー式さく井工事作業 | | | | | |
| A 甲 0 0 0 2 | | | | | |
| 鍛造 | | | | | |
| ハンマ型鍛造作業 | | | | | |

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4 C 0 0 0 1 C 0 0 0 2

機械加工

普通旋盤作業

D 0 0 0 1

数値制御旋盤作業

D 0 0 0 1

工場板金

機械板金作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 5 B 0 0 0 2 C 0 0 0 1

数値制御タレットパンチプレス板金作業

A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3

機械検査

機械検査作業

A 甲 0 0 1 3 A 甲 0 0 1 7 A 甲 0 0 1 8 A 甲 0 0 2 2 A 甲 0 0 2 4 A 甲 0 0 2 9

A 甲 0 0 3 1 A 甲 0 0 3 8 A 甲 0 0 3 9 A 甲 0 0 4 1 A 甲 0 0 4 6 B 0 0 0 5

B 0 0 0 7 C 0 0 0 3 C 0 0 0 4 C 0 0 0 6 C 0 0 0 8 C 0 0 0 9

C 0 0 1 0 C 0 0 1 2 C 0 0 1 4 C 0 0 1 6

機械保全

機械系保全作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 1 1 A 甲 0 0 1 2 A 甲 0 0 1 3 A 甲 0 0 1 5 A 甲 0 0 1 6

A 甲 0 0 2 4 A 甲 0 0 2 5 A 甲 0 0 3 0 A 甲 0 0 3 1 A 甲 0 0 3 2 A 甲 0 0 3 3

A 甲 0 0 3 8 A 甲 0 0 4 0 A 甲 0 0 4 1 A 甲 0 0 4 2 A 甲 0 0 4 4 A 甲 0 0 4 5

A 甲 0 0 4 6 A 甲 0 0 4 7 A 甲 0 0 4 8 A 甲 0 0 5 1 A 甲 0 0 5 4 A 甲 0 0 5 5

A 甲 0 0 5 6 A 甲 0 0 5 8 A 甲 0 0 5 9 A 甲 0 0 6 2 A 甲 0 0 6 3 A 甲 0 0 6 4

A 甲 0 0 6 5 A 甲 0 0 6 6 A 甲 0 0 7 0 A 甲 0 0 7 1 A 甲 0 0 7 5 A 甲 0 0 7 6

B 0 0 0 2 B 0 0 0 4 B 0 0 0 6 B 0 0 0 7 B 0 0 0 8 B 0 0 1 1

B 0 0 1 3 B 0 0 1 6 B 0 0 1 7 C 0 0 0 4 C 0 0 0 5 C 0 0 0 8

C 0 0 0 9 C 0 0 1 0 C 0 0 1 1 C 0 0 1 2 C 0 0 1 4 C 0 0 1 5

C 0 0 1 6 C 0 0 1 7 C 0 0 1 8

電気系保全作業

A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 9 A 甲 0 0 1 2 C 0 0 0 1 C 0 0 0 4 C 0 0 0 7

C 0 0 0 8 C 0 0 1 1 C 0 0 1 2 C 0 0 1 4

設備診断作業

B 0 0 0 1

電子機器組立て

電子機器組立て作業

D 0 0 0 1

電気機器組立て

シーケンス制御作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 4

半導体製品製造

集積回路チップ製造作業

A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 6 A 甲 0 0 0 9 A 甲 0 0 1 0 A 甲 0 0 1 1

A 甲 0 0 1 2 B 0 0 0 1 B 0 0 0 4 C 0 0 0 2 C 0 0 0 3 C 0 0 0 4

C 0 0 0 5 C 0 0 0 9 C 0 0 1 3

集積回路組立て作業

B 0 0 0 1 C 0 0 0 2 C 0 0 0 3 C 0 0 0 4

自動販売機調整

自動販売機調整作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 6 C 0 0 0 1

空気圧装置組立て

空気圧装置組立て作業

A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 6 A 甲 0 0 0 9 A 甲 0 0 1 0 A 甲 0 0 1 1

A 甲 0 0 1 2 A 甲 0 0 1 3 A 甲 0 0 1 4 A 甲 0 0 1 5 A 甲 0 0 1 6 A 甲 0 0 1 7

A 甲 0 0 1 9 A 甲 0 0 2 1 A 甲 0 0 2 2 A 甲 0 0 2 3 A 甲 0 0 2 5 A 甲 0 0 2 6

A 甲 0 0 2 7 A 甲 0 0 2 8 B 0 0 0 1 B 0 0 0 2

油圧装置調整

油圧装置調整作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 1 3 A 甲 0 0 1 6

A 甲 0 0 2 5 A 甲 0 0 2 8 A 甲 0 0 3 0 A 甲 0 0 3 4 A 甲 0 0 3 5 A 甲 0 0 3 6

A 甲 0 0 4 2 A 甲 0 0 4 4 A 甲 0 0 4 7 A 甲 0 0 7 2 A 甲 0 0 7 3 B 0 0 0 1

B 0 0 0 2 B 0 0 0 6 B 0 0 0 8 C 0 0 0 3 C 0 0 0 4 C 0 0 0 5

C 0 0 0 7 C 0 0 0 9

農業機械整備

農業機械整備作業

A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工作業

A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 1 0 A 甲 0 0 1 2

紙器・段ボール箱製造

印刷箱打抜き作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2

印刷箱製箱作業

A 甲 0 0 0 1 B 0 0 0 1

パン製造

パン製造作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 B 0 0 0 1

菓子製造

和菓子製造作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 3

みそ製造

みそ製造作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 6

酒造

清酒製造作業

A 甲 0 0 0 1 C 0 0 0 1

建築大工

大工工事作業

A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 5

配管

建築配管作業

A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 6 A 甲 0 0 0 7 A 甲 0 0 0 9

A 甲 0 0 1 0 A 甲 0 0 1 1 B 0 0 0 2 C 0 0 0 1 C 0 0 0 2 C 0 0 0 3

C 0 0 0 4 C 0 0 0 5 C 0 0 0 6 C 0 0 0 7 C 0 0 0 9 C 0 0 1 0

厨房設備施工

厨房設備施工作業

B 0 0 0 1

鉄筋施工

鉄筋組立て作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3

コンクリート圧送施工

コンクリート圧送工事作業

A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3

防水施工

アスファルト防水工事作業

A 甲 0 0 0 1

塩化ビニル系シート防水工事作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 4

ガラス施工

ガラス工事作業

A 甲 0 0 0 1

機械・プラント製図

機械製図 C A D 作業

A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 6 A 甲 0 0 0 8 A 甲 0 0 1 0

A 甲 0 0 1 5 A 甲 0 0 1 9 A 甲 0 0 2 1 A 甲 0 0 2 5 A 甲 0 0 3 1 A 甲 0 0 3 2

A 甲 0 0 3 3 A 甲 0 0 3 4 A 甲 0 0 3 6 A 甲 0 0 3 9 A 甲 0 0 4 0 A 甲 0 0 4 4

A 甲 0 0 4 5 B 0 0 0 1 C 0 0 0 2 C 0 0 0 3 C 0 0 0 7 C 0 0 0 8

C 0 0 0 9 C 0 0 1 3 C 0 0 1 7 C 0 0 2 3 C 0 0 2 4 C 0 0 2 5

C 0 0 2 6 C 0 0 2 9 C 0 0 3 0 C 0 0 3 2

電気製図

配電盤・制御盤製図作業

A 甲 0 0 0 3 C 0 0 0 1

舞台機構調整

音響機構調整作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 9 A 甲 0 0 1 0 C 0 0 0 2

C 0 0 0 4

(3 級)

機械加工

普通旋盤作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 6 A 甲 0 0 0 7

A 甲 0 0 0 8 A 甲 0 0 0 9 A 甲 0 0 1 0 A 甲 0 0 1 1 A 甲 0 0 1 4 A 甲 0 0 1 5

A 甲 0 0 1 6 A 甲 0 0 1 7 A 甲 0 0 1 8 A 甲 0 0 1 9 A 甲 0 0 2 1 A 甲 0 0 2 2

A 甲 0 0 2 5 A 甲 0 0 2 6 B 0 0 0 1 B 0 0 0 2 B 0 0 0 3 B 0 0 0 4

B 0 0 0 8 C 0 0 0 1 C 0 0 0 2 C 0 0 0 3 D 0 0 0 1 D 0 0 0 2

D 0 0 0 3

フライス盤作業

D 0 0 0 1 D 0 0 0 2 D 0 0 0 3 D 0 0 0 4 D 0 0 0 5 D 0 0 0 6

D 0 0 0 7

機械検査

機械検査作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 6

A 甲 0 0 0 7 A 甲 0 0 0 8 A 甲 0 0 0 9 A 甲 0 0 1 0 A 甲 0 0 1 1 A 甲 0 0 1 2

A 甲 0 0 1 3 A 甲 0 0 1 4 A 甲 0 0 1 5 A 甲 0 0 2 2 A 甲 0 0 3 1 A 甲 0 0 3 3

A 甲 0 0 3 4 A 甲 0 0 3 5 A 甲 0 0 3 8 A 甲 0 0 3 9 A 甲 0 0 4 0 A 甲 0 0 4 2

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| A 甲 0 0 4 7 | A 甲 0 0 4 8 | A 甲 0 0 5 0 | A 甲 0 0 5 3 | A 甲 0 0 5 4 | A 甲 0 0 5 5 |
| A 甲 0 0 5 6 | A 甲 0 0 5 7 | A 甲 0 0 6 0 | A 甲 0 0 6 1 | A 甲 0 0 6 2 | A 甲 0 0 6 4 |
| A 甲 0 0 6 6 | A 甲 0 0 6 8 | A 甲 0 0 6 9 | A 甲 0 0 7 0 | A 甲 0 0 7 1 | A 甲 0 0 7 2 |
| A 甲 0 0 7 3 | A 甲 0 0 7 5 | A 甲 0 0 7 6 | A 甲 0 0 7 7 | A 甲 0 0 7 8 | A 甲 0 0 8 0 |
| A 甲 0 0 8 1 | A 甲 0 0 8 2 | A 甲 0 0 8 3 | A 甲 0 0 8 4 | A 甲 0 0 8 5 | A 甲 0 0 8 6 |
| A 甲 0 0 9 1 | A 甲 0 0 9 2 | A 甲 0 0 9 3 | A 甲 0 0 9 4 | A 甲 0 0 9 5 | A 甲 0 0 9 6 |
| A 甲 0 0 9 8 | A 甲 0 1 0 0 | A 甲 0 1 0 3 | A 甲 0 1 0 5 | A 甲 0 1 0 6 | A 甲 0 1 0 7 |
| A 甲 0 1 0 8 | A 甲 0 1 0 9 | A 甲 0 1 1 1 | A 甲 0 1 1 3 | A 甲 0 1 1 4 | A 甲 0 1 1 5 |
| A 甲 0 1 1 6 | A 甲 0 1 1 7 | A 甲 0 1 1 8 | A 甲 0 1 1 9 | A 甲 0 1 2 0 | A 甲 0 1 2 1 |
| A 甲 0 1 2 2 | A 甲 0 1 2 3 | A 甲 0 1 2 4 | A 甲 0 1 2 5 | A 甲 0 1 2 6 | A 甲 0 1 2 7 |
| A 甲 0 1 2 8 | A 甲 0 1 2 9 | A 甲 0 1 3 1 | A 甲 0 1 3 3 | A 甲 0 1 3 4 | A 甲 0 1 3 5 |
| A 甲 0 1 3 6 | A 甲 0 1 4 0 | A 甲 0 1 4 1 | A 甲 0 1 4 2 | A 甲 0 1 4 3 | A 甲 0 1 4 4 |
| A 甲 0 1 4 6 | A 甲 0 1 4 8 | A 甲 0 1 4 9 | A 甲 0 1 5 0 | A 甲 0 1 5 1 | A 甲 0 1 5 3 |
| A 甲 0 1 5 5 | A 甲 0 1 5 6 | A 甲 0 1 5 8 | A 甲 0 1 5 9 | A 甲 0 1 6 0 | A 甲 0 1 6 2 |
| A 甲 0 1 6 3 | A 甲 0 1 6 4 | A 甲 0 1 6 6 | A 甲 0 1 6 7 | A 甲 0 1 6 8 | A 甲 0 1 7 0 |
| A 甲 0 1 7 1 | A 甲 0 1 7 2 | A 甲 0 1 7 3 | A 甲 0 1 7 4 | B 0 0 0 2 | B 0 0 0 3 |
| B 0 0 0 5 | B 0 0 0 7 | | | | |

電気機器組立て

配電盤・制御盤組立て作業

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| A 甲 0 0 0 1 | A 甲 0 0 0 2 | A 甲 0 0 0 3 | A 甲 0 0 0 4 | A 甲 0 0 0 5 | A 甲 0 0 0 6 |
| A 甲 0 0 0 7 | A 甲 0 0 0 8 | A 甲 0 0 1 1 | A 甲 0 0 1 2 | A 甲 0 0 1 3 | B 0 0 0 1 |

シーケンス制御作業

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| A 甲 0 0 0 1 | A 甲 0 0 0 2 | A 甲 0 0 0 3 | A 甲 0 0 0 4 | A 甲 0 0 0 5 | A 甲 0 0 0 7 |
| A 甲 0 0 0 8 | A 甲 0 0 0 9 | A 甲 0 0 1 0 | A 甲 0 0 1 1 | A 甲 0 0 1 2 | A 甲 0 0 1 3 |
| A 甲 0 0 1 4 | A 甲 0 0 1 5 | A 甲 0 0 1 8 | A 甲 0 0 1 9 | A 甲 0 0 2 0 | A 甲 0 0 2 1 |
| A 甲 0 0 2 2 | A 甲 0 0 2 3 | A 甲 0 0 2 4 | A 甲 0 0 2 5 | A 甲 0 0 2 6 | A 甲 0 0 2 9 |

プリント配線板製造

プリント配線板設計作業

A 甲 0 0 0 1

時計修理

時計修理作業

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|
| A 甲 0 0 0 1 | A 甲 0 0 0 3 | A 甲 0 0 0 4 | A 甲 0 0 0 5 | A 甲 0 0 0 6 | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工作業

A 甲 0 0 0 1

建築大工

大工工事作業

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| A 甲 0 0 0 1 | A 甲 0 0 0 2 | A 甲 0 0 0 3 | A 甲 0 0 0 4 | A 甲 0 0 0 5 | A 甲 0 0 0 6 |
| A 甲 0 0 0 7 | A 甲 0 0 0 8 | A 甲 0 0 0 9 | A 甲 0 0 1 0 | A 甲 0 0 1 1 | A 甲 0 0 1 2 |
| A 甲 0 0 1 3 | | | | | |

機械・プラント製図

機械製図 C A D 作業

B 0 0 0 1

電気製図

配電盤・制御盤製図作業

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| A 甲 0 0 0 1 | A 甲 0 0 0 3 | A 甲 0 0 0 4 | A 甲 0 0 0 5 | A 甲 0 0 0 6 | A 甲 0 0 0 7 |
| A 甲 0 0 0 8 | A 甲 0 0 0 9 | A 甲 0 0 1 0 | A 甲 0 0 1 2 | A 甲 0 0 1 3 | A 甲 0 0 1 5 |
| A 甲 0 0 1 7 | A 甲 0 0 1 8 | A 甲 0 0 1 9 | | | |

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

平成25年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 事業名 | 地区（工区）名 | 換地処分年月日 |
|-----------------------|---------|-----------|
| 県営ほ場整備事業 （農業法人育成型） | 宝立第2地区 | 平成25年3月6日 |

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成24年12月28日公表）の一部を平成25年3月7日に変更したので、次のとおり公表する。

平成25年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 変更項目 | 変更前 | 変更後 |
|-------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 第1種特定海洋生物資源の平成24年の管理の対象となる期間及び知事管理量 | (3) ずわいがに 平成24年7月から平成25年6月まで 408トン | (3) ずわいがに 平成24年7月から平成25年6月まで 430トン |

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、小松市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 都市計画の種類 | 縦覧場所 |
|---------------------------------------|------------------------------|
| 小松能美都市計画土地区画整理事業 （小松市粟津駅西土地区画整理事業） | 石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン課 |

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、小松市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 都市計画の種類 | 縦覧場所 |
|----------------------------|----------------------------|
| 小松能美都市計画公園 （5・4・6号粟津公園） | 石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部緑花公園課 |

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

平成25年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 開発区域に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者 |
|---|------------------------------|
| (B工区) 加賀市加茂町力32番 1 及び33番 1 加賀市加茂町116番 1、549番 1 及び549番 2 | 愛知県刈谷市日高町三丁目411番地 株式会社カーマ |